

第 3 回川口市行政評価外部評価委員会（第一部会）					
日時	平成 28 年 7 月 11 日 13:30～16:20		場所	鳩ヶ谷庁舎 305 号室	
評価委員	石川部会長、竹ノ谷委員、團野委員、遠山委員、矢野委員			傍聴者数	0 名
事務局	岩城企画財政部長、 企画経営課：石井課長、藤田課長補佐、森主任、長部主任、秋山主任 野村総合研究所：山口副主任研究員、加藤研究員（コンサルタント）				

評価事業	川口農業塾開催事業
担当課	経済部 農政課
説明者	小林課長、川野副主幹
前回の振り返り	
◆ 前回のヒアリング・ディスカッションの要点について、事務局から説明 ①事業の目的が就農者を増やすことであるのに、就農に結びついていない。 ②県の就農予備校と事業が重複していないか。市が実施する必要があるのか。 ③就農希望者に、市が農地の斡旋をしていくべきである。	
説明・ヒアリング	
◆ 前回の追加項目に対して、『質問・指摘及び回答一覧表』を基に小林農政課長から回答・説明 ◆ 説明を受けて、委員から事業に関する質疑応答 質疑応答 ・委員 ➤ 追加項目4の説明があったが、現在検討が進められている農地の売買又は貸し借り事業は農地法に抵触しないのか。 ✧ 農地法第3条により、基本は売買も貸し借りも許可が必要で、一定の条件をクリアしないとできないものである。しかし、農地法よりは要件が緩やかな農地法の特別法にあたる農業経営基盤強化促進法により、市街化調整区域内の農地であれば、定期借地のような形で一定期間の農地の貸し借りは出来る。ただし、農地法3条により、借手側の技術や心構えがないと貸し借りできない。定期借地であることから、決めた期間で農地が必ず返って来るという保障もあり、貸す側の農家としても安心して貸せる制度である。川口市においては、この制度の利用を勧めている。 ・委員 ➤ 現状で売ったり貸したりがあまりなされていないことについて、農地法の他に弊害はないのか。 ✧ 売ることについては別だが、貸すことについては小作権という権利がついてしまい、農地所有者は一度土地を貸してしまうと権利があるため返ってこないのではないのかという意識が強く、返してもらうためには離作料を払う必要がでてくるため、貸し借りが進まないことが挙げられる。 ✧ 農地の売買については、先祖代々の農地を手放すことに抵抗があるようである。 ➤ 固定資産税においては、農地には農地課税をされると思うが、休耕地の場合はどうなるのか。	

◇ 基本的には、農地は農業を行う為に耕作している土地である。耕作していない場合、課税担当課が実態を見て判断すると思われる。

・ 委員

- 固定資産税について、昔は畑であったが、現在、駐車場になっているために、宅地課税になっている場所がある。農地は転用許可をもらわないと出来ないため、難しい部分があるのではないか。

・ 委員

- 追加項目 4 の説明で、農地の貸し借りが進んでいるという話であったが、川口市内のどの程度の広さの農地を斡旋しているのか。

◇ 985 平米の調整区域内の農地を貸してもよいという方がいる。現在、双方で面談をし、現地も視察した上で、農地貸し借りの手続きをこれから行うところである。

- 985 平米というと 1 反であるが、この広さで生活できるほどの農業は成り立つのか？

◇ これだけの広さではなかなか難しいので、兼業農家としてやっていくのではないか。川口市でも専業農家は減少している。

- では、この借りたい人も、兼業で就農するのか。

◇ そのとおりである。

・ 委員

- 市内の農地の貸し借りについて、市外・県外の人から借りたいという応募も考えられるのか。

◇ 基本的には考えられる。なるべくであれば市内の人に借りて欲しいところではあるが、市民に限定するものではない。

・ 委員

- 追加項目 1 の説明で、東松山市の事例で野菜コース・梨コースを勉強していたという人がいたが、サラリーマンではなく、家業としてやっているのか。

◇ 細かい状況までは把握出来ていないので、もともと農家の方かどうかはわからない。

◇ 東松山市では、農協の直売組合の組合員となることを以って就農とみなすことから、どういう意味なのかを聞いたところ、農地を持っているあるいは借りている方で、耕作とまでは行かなくても自分で作物を作って出荷するレベルまでの方であれば組合員になれるとのことだった。

- 川口市は郊外でも住宅化が進んでおり、畑を作り出荷するほどの面積はない。東松山市は耕作地があるから就農志望者が出ていると推察する。川口市の人をターゲットにするのであれば、農地を確保するということが難しいのではないか。

◇ 川口市内でも、鳩ヶ谷地区、新郷地区、神根地区では兼業で農業を行っている人はいる。実際に農業塾に入塾している人の中にも家族が農家で農地があり、将来就農したいという方もいる。

・ 部会長

- 農業塾の実施目的は、農業の維持発展に資するとしている。農家が減少している中で後継者を育てなければならないという趣旨はわかるのだが、農地を守るということと、農業を守るということと、農家の衰退を減らすということは問題が別である。農地を守るのであれば、耕す人を育て、少ないコストでより多くの農地を守っていくということが重要である。生産者を増やすのであれば、生産効率が悪く、農業は十分な収益にならないという考えを変えな

なければならない。でなければ、収益の高い仕事を行ったほうが良いと農家は考えるだろう。そこで、農業塾でやっていることが、生産性の高い農業経営に直結するのかどうか、どのようにお考えか。

✧ 農業塾によって、全てが解決されるとは考えていない。遊休農地の解消や市民農園の運営、担い手の生産性向上といった課題に対し、農家の減少、農地の減少、担い手不足を解決するための第一歩を踏み出すことが重要である。農業塾は、そういう多様な課題に取り組むきっかけになると捉えている。

評価・評価の共有

◆ 質疑応答を経て、各委員は評価を実施

◆ 評価結果について委員同士で共有（各委員発表）

・ A 委員

➤ 趣旨・目的について、将来に対しての取り組みは素晴らしいが、内容が伴っているか疑問である。事業の効果について、農家の家族であれば、幼い頃から親の畑仕事を身近に見聞きして仕事を覚えた。当事業だけでは就農を促進させることは難しいのではないかと。事業の効率化について、先日、千葉県館山市のとうもろこし栽培に関するテレビ番組を見た。気候や地形から、背が低い一本の茎に一房の実しか付けられないことで甘みが強い付加価値商品である。このような、特別な作物を考え作っていく方向に進まないと将来への発展性がないのではないかと。

・ B 委員

➤ 趣旨・目的について、趣旨はよくわかるが、目的がはっきりしない。就農者の確保が目的なのか疑問に思った。達成手段について、募集要項の再検討や計画性の目的の再検討をしていただきたい。事業の効果について、農業に興味を持たせることはできるが、就農には繋がりにくいのではないかと。代替可能性について、事業の公共性の高さは評価出来るが、土地の貸し借りに至るまでは難しい。進捗管理について、農業塾開催が達成のゴールではないのではないかと。その他について、農業塾の前の段階で、市民農園塾・野菜塾などのコースを新設するという考えもあるのではないかと。

・ C 委員

➤ 趣旨・目的について、理解は出来る。他の事業との関連性がわからないので、これだけをとって判断を下すのは難しい。事業の効果について、一定の効果はあると考える。代替可能性について、川口市で実施する必要性はあると思うが、費用が安くなるという点だけ見れば県の事業で代替出来るのではないだろうか。進捗管理について、進学者数などが指標のひとつになっているが、東村山市の例にあったような就農をより具体的に図れる指標を設けるべきではないかと。事業の効率化については、適正であると考え。今後の事業の方向性について、他の農業関連事業との位置づけを整理して、全体としての方向性を明確にしてもらいたい。その他について、農家の不安を和らげる為にも、貸出しやすい方策を考え、より広範に周知した方がよいと考える。遊休農地については、体験農業などのため学校などに貸すことを考えてもよいのではないかと。

・ D 委員

➤ 趣旨・目的について、川口市の農業発展のためということで理解出来る。達成手段につい

て、初歩的な農業の受講コースをもって手段とするには、未熟ではないかと感じた。農業塾卒業後、県の中級コースに進学を促すというのでは、本来川口市が掲げていた目的を県に丸投げしているように感じる。自己完結出来る事業が必要だと考える。事業の効果は、家庭菜園レベルの農業に興味をもっている人に対しては効果があるだろう。しかし本来の目的としては、効果は薄い。今後の事業の方向性について、就農者の育成ならば、育成と同時に、農地の確保、農業での生活保障、農家への保証など、多方面からの取り組みが必要である。就農者を育成しただけでは目的は達成できない。その他について、今の川口市は都市に近い特性上、農業が発展するのは難しい。農業の発展には、これまで行われてきた就農者の育成を通じた担い手確保よりも、都市に近い特性を活かした事業を農政課が考えたほうが良いのではなかろうか。

・ 部会長

- 目標を沢山掲げているが、農地を守るのと農家の後継者を育てるのは別の課題である。農業に関心ある者を育成するのが目的であれば、ある程度達成出来るのではないだろうか。初級コースを実施して、卒業生を出し、県の事業に繋がったというだけであれば問題がある。また、募集要項の見直しは必要である。県との連携をどうするかを考えるべき。履修生の進路状況がわからないという点で、進捗管理という項目は不十分であるとする。前回のヒアリングを通じ、事業の立ち上げの経過・理由が明確にされた。現在はそれらを受け継いでいるような印象である。しかし、時代の流れにも鑑みて、新たな方向に向かうべきではなかろうか。

講評

◆ 部会としての評価結果について、事業担当課へ講評

・ 部会長

- 趣旨・目的として、将来に向けて就農しようとする人を育てるというのは、理解出来る。しかし、目的を達成する為の手段としては不十分である印象を受ける。農業塾卒業生が県の事業に進んだというだけでなく、将来的に川口市に戻ってくるという意味での自己完結性にも疑問が残る。農業に興味をもつというところはよいが、就農まで繋げていくのは、難しいという評価があった。その為には土地の貸し借りの問題、県の類似事業に繋げるのであれば、それを行う事業を実施するべきであると感じる。たとえば、市で初級コースを行うのではなく、県の事業を紹介するなどでも良いと思われる。他の農業関連の事業と目的を整理して、農地を守る、農家を守る、農業が収益率の高い事業となるといった事業展開に、農政課は邁進していただきたい。

評価事業	日本ガーディアン・エンジェルス活動支援事業
担当課	危機管理部 防犯対策室
説明者	風間室長、天池室長補佐、遠藤主査
前回の振り返り	
◆ 前回のヒアリング・ディスカッションの要点について、事務局から説明 ①市が借り上げている事務所の中に、何ほどの程度置かれているのか、把握されていない。 ②川口支部の活動は6回のみ。 ③税優遇措置のある認定 NPO 法人の認定が切れている。	
説明・ヒアリング	
◆ 前回の追加項目に対して、『質問・指摘及び回答一覧表』を基に風間防犯対策室長から回答・説明 ◆ 説明を受けて、委員から事業に関する質疑応答	
質疑応答 ・ 委員 ➤ 川口市は家賃補助のみを行っているという認識で正しいか。それ以外の費用はガーディアン・エンジェルス自身で賄っているのか。 ✧ その通りである。 ・ 委員 ➤ 他支部（さいたま、草加、所沢）では、家賃補助などしているのか。 ✧ 三支部（さいたま、草加、所沢）は自主運営をしている。おそらく寄付などで賄っており、市の補助はない。自分たちで支部を構えている。 ✧ 全国 24 支部ある中で、川口市と北九州市のみが補助をしている。他市では人的支援をしている。 ✧ 日本ガーディアン・エンジェルスは基本的には自発的に事業を実施しているとのことである。川口市においては、市民から直接的に市に対してガーディアン・エンジェルの設置要望があった。市としても支援したいということで家賃補助の形で支援が始まった。 ・ 部会長 ➤ ガーディアン・エンジェルスは、どのような専門的活動を行うのか。 ✧ 元々の活動は、「見て見ぬふりをやめよう」ということからニューヨークで始まり、日本でもその取り組みが始まったようである。子どもたちが夜遅くに街中にいるのを見ても、見ぬふりをしないできちんと家に帰らせようという取り組みが起源であった。そこから派生した技術的な知見が、ガーディアン・エンジェルの専門性である。子どもたちが非行に走る前に家に帰らせるのが仕事である。 ・ 委員 ➤ ガーディアン・エンジェルスが集団で歩いているところを一度見かけたことがあるが、それ以降は見たことがない。人員が減っているとのことだったが、併せて活動が減少しているのではないか。 ✧ 以前は 10 人以上で活動していたことから各種イベント等に多数参加していたが、支部長が忙しくて参集出来ない状況となっている。	

- 会員は、本業があり、空いている時間を利用してガーディアン・エンジェルス活動に参加し、パトロールに当たっているのか。

✧ その通りである。

・委員

- 年齢構成や男女比率について把握しているか。

✧ 把握していない。

- インターネットで公表している情報では、男女半々で年齢も様々とのことだが。

✧ おそらく男性の方が多いと思う。

- 町会で行っている火の用心の活動に対して、市は補助しているのか。

✧ メインは町会費からの拠出だが、提灯やチョッキなどの道具といった資機材に関しては、必要経費全体の三分の二を補助している。

評価・評価の共有

◆ 質疑応答を経て、各委員は評価を実施

◆ 評価結果について委員同士で共有（各委員発表）

・ A 委員

- 趣旨・目的について、防犯パトロールが目的という点は理解出来るが、その対象が日本ガーディアン・エンジェルスである必要はない気がした。達成手段として、家賃補助というのは理解できない。事業の効果について、家賃補助で目的を達成するとは思わない。代替可能性として、町会で行っている、防犯のパトロールなどがある。そういうところに代替をお願いするのも可能なのではなかろうか。進捗管理として、支部の部屋に何が置かれているかについて、詳細は不明とお答え頂いたのは、管理出来ていないからではないか。事業の効率化について、5 回のパトロールと 1 回の講師による講演に対して、家賃補助を支払うということでは効率的ではないし、補助の公平性に疑義がある。事業の方向性に関して、日本ガーディアン・エンジェルスはこれから防犯に寄与するのであれば、他の形で援助できるのではないか。今後の事業の方向性について、活動回数を増やすよう指導したとのことであるが、根本的に指導を受けて活動するものではない。本筋としては、活発に活動しているから補助するというものである。

・ B 委員

- 趣旨・目的については防犯の観点で理解出来るが、達成手段については未熟である。活動回数や人数が減少している中で、家賃等の固定的な支出は望ましくない。事業の効果について、実績がないので、効果を算出することも出来ないと考える。代替可能性について、ガーディアン・エンジェルスの必要性を再考していただくべきである。町内会や各種青年団体など活発に動いている違う団体をお願いしてもよいのではないだろうか。進捗管理について、活動実績も乏しく、現状把握についても疑問を持っている。事業の効率化について、活動はガーディアン・エンジェルスにお任せで、実態の把握も出来ていないように思う。前例もこうだったからという感で事業を続けている。事業の方向性について、指導ではなくて相応の要望を提示するべきであるし、補助を支払っている以上、活動報告をして頂くべきである。また、家賃を補助するのではなく、道具など実際に活動に即した補助をするべきではないか。

・ C 委員

- 趣旨・目的について、非行を減らすのが目的とある為、家賃補助ではないのではないかと感じた。事業の効果について、パトロールや防犯講座で犯罪は減ったのか、実際に声をかけた子どもの数など不明である。指標をもっと工夫すべき。今後の事業の方向性について、家賃補助ではなく、管理人やパトロール、ボランティア募集の支援などを行うべきではないかと考える。

・ D 委員

- 趣旨・目的について、理解出来る。しかし、日本ガーディアン・エンジェルスに対する活動支援なのか、家賃補助なのかがわからないのが現状である。達成手段について、活動回数も減っており、参加人員も減っている現状をみると、達成手段として心許ない。事業の効果について、年間のパトロールの回数も減っているのも、効果は少ないのではないかと。青少年の非行防止に繋がっているかどうか、分からない。事業の効率化について、ボランティアで行っているというが、人数を増やす為に何かしているのかも分からない。今後の事業の方向性について、今の状況では効果が少ないと考えられる。家賃補助ではなく、公民館等の活用を考えてみてはどうか。

・ 部会長

- 趣旨・目的について、防犯という趣旨は理解出来る。ただし、日本ガーディアン・エンジェルスに家賃補助を実施して防犯に繋がっているかは不明である。達成手段について、参加人数も減少していて、活動実績も多くないことから疑問に思う。事業の効果について、家賃補助をしている事務所の利用実態が殆ど確認できないことから、活発ではないと言わざるを得ない。代替可能性について、仮に家賃補助をやめるとすれば、公共施設の一部を使っただけであれば良い。町会などのボランティア活動として、多くの人が参加出来るような防犯の形態を創っていくのが適当なのではないか。進捗管理について、家賃補助のみ実施しているというのが実態であり、それは疑問に思う。家賃だけ出していれば、地域の防犯に貢献したと甘んじてはいけない。今後の事業の方向性について、他の形で考えた方が良く考える。その他について、市として報告書を頂くとか、家賃の全額補助ではなく、活動そのものに対して必要な補助をするべきであると考えます。

講評

◆ 部会としての評価結果について、事業担当課へ講評

・ 部会長

- ほとんどの委員が同じ評価・見解である。趣旨・目的は防犯が必要であるという意味では理解出来るが、その役割を担っているのが、この団体でよいのかどうかは疑問である。従って、家賃補助している効果は低いと言える。事業主体の代替可能性として、家賃補助ではなく、公共施設の一部に置くなどが必要なのではなかろうか。また、防犯活動に関しても、町内会等の広範な方をお願いしても良いのではないだろうか。進捗管理としても、家賃補助をするだけであり、実際の部屋の使われ方を把握していなかった点、活発な活動がされているかについて、管理していなかったのではなかろうか。事業の効率化の面でも、この団体だけ補助をしているというのは、他の団体との公平性からいって疑問である。今後の事業の方向性としては、家賃補助ではなく、活発な活動をする為の補助という形に変えるべきである。合わせて、補助を行うのであれば、きちんと報告を定期的に受けていくべきであろう。

評価事業	高齢者世帯住替家賃助成金、高齢者入居保証支援事業補助金
担当課	福祉部 長寿支援課
説明者	田村課長、五十川課長補佐
前回の振り返り	
◆ 前回のヒアリング・ディスカッションの要点について、事務局から説明 ・ 高齢者世帯住替家賃助成金 ①助成期間が10年間である為、期間経過後は生活保護や養護老人ホーム入所の支援が必要となる。 ②介護保険で預貯金の申し出が必要となったことから、この制度でも適用の検討が必要となる。 ・ 高齢者入居保証支援事業補助金 ①相談はあるが、この制度の条件とは合致せず、助成に至っていない。 ②介護保険で預貯金の申し出が必要となったことから、この制度でも適用の検討が必要となる。	
説明・ヒアリング	
◆ 前回の追加項目に対して、『質問・指摘及び回答一覧表』を基に田村長寿支援課長から回答・説明 ◆ 説明を受けて、委員から事業に関する質疑応答	
質疑応答 ・ 委員 ➤ 入居保証支援事業は、川口市が窓口になっているという認識だった。しかし、説明の中で、埼玉県が窓口になって、代理店が特定されているとのことだったが、その繋がりは何か。 ✧ 事業の展開は川口市でおこなっているが、この事業で家賃保証を得る為には、埼玉県がとりまとめている住まいサポート店リストに記載されている代理店を通す必要がある。該当代理店は、川口市におよそ20店あり、高齢者の受け入れに積極的である物件を紹介しているため、どこの代理店でも使えるということではない。 ➤ 市では、どこがその代理店なのかは把握しているのか。また、窓口を保証が必要な方が来れば、その代理店と連携して、保証出来るということか。 ✧ そのとおりである。例えば、住所を聞いて、もっとも近い代理店に相談してみてくださいと紹介することが可能である。 ✧ 手続は、代理店が市と保証委託契約を締結している会社へ、保証審査の申込み手続きをする。	
評価・評価の共有	
◆ 質疑応答を経て、各委員は評価を実施 ◆ 評価結果について委員同士で共有（各委員発表） ・ A委員 ➤ 趣旨・目的について、高齢化社会において、それは明確である。相談審査方法や、高齢者が相談しやすくしたほうが良いのではないだろうか。事業の効率化について、効率よく予算が組まれていると考えられる。高齢者の増加と助成額の見直しにおける予算の減額はうまく見直されている。 ・ B委員 ➤ 趣旨・目的については、理解出来る。達成手段について、他の補助や助成金もあることから	

適切であると言える。事業の効果について、実績値の多寡ではなく、万が一の安心に繋がるという意味で効果あり。代替可能性について、市の事業として適切である。進捗管理について、成果の図り方も利用者の増減ではないという点は理解できる。数値ではないところでしっかり管理出来ている印象がある。高齢者の安心のためにもぜひ続けて欲しい事業である。事業の効率化に関しては、生活保護と連携が取れている点が非常に評価出来る。今後の事業の方向性について、周知先として、老朽化の進んだアパート等の所有者などに広げて良いのではないかと。防災の面からも危険な建物が減り、そういう意味での利点がある。

・ C 委員

- 趣旨・目的について、高齢者世帯住替家賃助成金については理解出来る。しかし、高齢者入居保証支援事業補助金については、目的の範囲が狭いため、もう少し広げられないのか疑問に感じた。達成手段について、窓口対応しかできないということなので仕方ない。事業の効果としては、高齢者世帯住替家賃助成金については毎年利用者がいるということで一定の効果があると思われる。ただし、民生委員に周知しているという話があったが、民生委員に世話になる前の高齢者も利用すると思うので、違う形で周知できないか考えてみて欲しい。高齢者入居保証支援事業補助金については、何年にも渡って利用者が居ないため、効果の有無しが判断できない。代替可能性について、高齢者世帯住替家賃助成金について、この事業は他では出来ない事業であるのでこのまま続けて欲しい。高齢者入居保証支援事業補助金については、利用者が居ないのであれば、別の方法を考えるべきであろう。事業の効率化について、窓口対応だけでは効率化は図れない。民生委員の目に留まらない方への支援を考えていってはどうか。高齢者入居保証支援事業補助金については、本当に必要な事業なのであれば別の方法で考えてみてもよいのではないかと。今後の事業の方向性について、どちらの制度も、今後高齢者が増加するに当たり、これらの制度を必要とする高齢者も増えると思われる。その時に、この制度の対応だけで良いのかというところを考えた方が良いと思う。その他について、高齢者世帯住替家賃助成金では、10年経過後のことを考えて、準備を事前にしていった方がよいと思う。

・ D 委員

- 趣旨・目的について、ほとんどの高齢者が年金暮らしだと思われる。改めて家を借りるとなると金銭的負担が増えてしまう為、市が受け持つ事業を実施していくべきであると感じる。達成手段について、市の窓口でのきめ細かい対応が必要になるのではないかと。事業の効果について、それなりの効果は得られると思う。代替可能性について、市が実施していく事業である。事業の効率化について、手続きが簡単ではないので市の職員の手助けが必要となる。今後の事業の方向性について、持ち家と借家の高齢者の割合がわからないが、高齢者の増加に伴い、利用が増えると思われるので、費用が拡大していくことが予想される。その他について、古いアパートなどは家賃が安いので、金銭面に余裕のない高齢者が住んでいる場合が多いので、今後も続けて欲しい。

・ 部会長

- 趣旨・目的について、高齢者の住まいの安定という意味では理解出来る。しかし、高齢者入居保証支援事業補助金については、事業の目的範囲が狭く、長期間利用者が居ないということが分かった。達成手段について、窓口相談によるきめ細かい対応が今後必要であろう。事業の効果について、安心という意味もあり、高齢者世帯住替家賃助成金は利用者もいること

から、一定の効果はあると言える。事業の見直しの観点からすれば、金額の見直しと対象者の減少から利用者が減ってきている。これは高齢者が増えるから利用が増えるとは限らないことを意味している。代替可能性について、市がやらざるを得ないだろう。進捗管理について、事業の特性から特段実績値に関わる指標を設定していない点は理解出来る。事業の効率化について、高齢者入居保証支援事業補助金は決まった不動産屋で手続きする必要があり、利用されにくいのではないか。今後の事業の方向性について、防犯や災害等、他の方向で対策を講じる必要性が出てくるであろう。その他について、高齢者世帯住替家賃助成金では、10年経過後のことを考えて、準備を事前にはいかがか。

講評

◆ 部会としての評価結果について、事業担当課へ講評

・ 部会長

- 趣旨・目的に関しては、両制度とも高齢者の住まいの安定という点からも理解出来るというのが委員会による評価であった。一方、入居保証支援事業補助金に対しては、利用者が限られ且つ長期間利用者が居ないという点に対して改善の余地がある。達成手段としては、窓口相談ということはやむを得ないが、きめ細かく対応する必要がある。事業の効果については、高齢者にとって安心感を持っていただけるという意味で事業として存続させていいのではないか。利用者が一定程度あるということなので、効果はあると思われる。さらに効果という観点から言えば、今後は幅広く周知していく必要もあるだろう。入居保証支援事業補助金は、利用者がいないので今後どうするかを考えなければならないが、費用が掛からないのであれば維持で構わないであろうという意見もあった。代替可能性については、市がやらざるを得ないと思う。進捗管理は、福祉制度として、指標の目標を設定する必要がないというのは理解できた。事業の効率化については、入居保証支援制度補助金については手続きが難しいので何か工夫ができないか。今後の事業の方向性については、高齢化・老朽化の進行に伴い、利用の範囲が拡大することや、一定程度の需要は安定的に有るであろうことから、老朽化したアパートの大家にも、本制度があるということを紹介し、防犯、防災を促進するというアプローチもある。その他として、いわゆるボーダー層の人たちに対する対策を考えてみてはいかかであろうか。高齢者事業については、単に非課税であったとしても、資産を沢山所有している高齢者もいる。財産面に配慮しても良いのではなかろうか。